

氏名 櫻井 智

論文題目 律令国家の朝儀運営と朝廷社会の研究

本論文は、朝廷における朝儀運営、およびそのなかでの儀式運用という局面に光を当てることで、日本における 8・9 世紀の朝廷社会を考察するものである。

序章では、1960 年代以来の儀式・儀礼研究の動向を概観したうえで、朝儀運営という観点から、日本の律令国家における制度と実態の両面を具体的に考察する必要性を示し、朝儀に参加する人々の営為を把握するための概念として、「朝廷社会」という枠組みを提起した。そのうえで、朝儀運営を検討するための分析視角を整理し、これに沿った本論文の構成を提示した。

第一部「儀式への動員と制度・社会」では、「楽人」を中心とする人々の朝儀への動員（第一章・第二章）を検討することで、職員令には明示されない形での、官司と技能保有者との関係を論じた。

第一章「令制雅楽寮考——八世紀の雅楽寮と「楽人」」では、令制官司としての雅楽寮の仕組みを全面的に捉えなおすことで、律令国家による「楽人」の動員形態を明らかにした。朝儀運営の根幹となる人材動員の制度設計について、その一典型を示したものである。雅楽寮に所属する雑楽師・雑色生は、令規定のうえでは教習を行うための人員である。演奏に従事する人員としての「楽人」および「音声人」は、雑楽師・雑色生と重なる部分を持ちつつ、官司内の官人秩序とは別系統で把握・動員された。彼らは雅楽寮での教習を経て出身した他官司の下級官人・雑色人のこともあれば、氏族内・血縁間で演奏技能を伝習した者のこともあったと思われるが、ひとたび公的な演奏機会で人員を集める必要が生じれば、雅楽寮によって動員される対象となり得たことを示した。

第二章「音声舎人」では、第一章で論じた「楽人」動員の事例と思われる「音声舎人」について初歩的な考察を行った。議論の前提として、奈良時代の「音声」について先行研究の見解を整理し、これが楽器を用いた演奏のみを意味する語ではないことを確認した。そのうえで、「音声舎人」が登場する正倉院文書中の 2 通の「中宮職移案」について、その作成経緯と列举される「音声舎人」人名の分析を可能な限り行った。本史料は天平 15 年（743）の紫香楽宮行幸または同年の盂蘭盆会に関わるものと思われ、「音声舎人」の多様な出自が確認された。さらに、奈良時代に「音声舎人」が中宮職に所属していた事実から、内舎人や他の皇族家政機関に所属するトネリにも同様の演奏技能を有する人員が存在した可能性を推測し、9 世紀以降の近衛府による奏楽との関係性を指摘した。

第二部「儀式への参与とその時間・空間的要素」では、官人の動員（第三章）、あるいは「見物行為」と定義した人々の朝儀関与（第四章）に関わる

考察を行い、朝廷社会を構成する人々の様相を提示した。

第三章「朝儀不参と官人社会——元日朝賀儀不参に関する虎尾達哉説の再検討」では、平安時代初期にみられた朝廷儀礼への無断欠席という事柄に対する先行研究の理解を再検討することで、官人社会における朝儀の位置づけを明示した。律令国家の朝儀を運営し、これに参列する中心的な主体は、官人社会を構成する律令官人たちである。彼らにとって、朝儀の運営に所属官司の一員として携わることはもちろん、朝儀の客体として参列することも、天皇ないし律令国家に対して負う一つの責務であった。ただし、朝儀への参列という官人の義務は、必ずしも確実な履行が保証されるものではなかった。

朝儀運営の観点からみれば、参列者としての官人を朝儀の場に動員するためには、まずもって時間的・空間的な条件がクリアされていなければならない。朝儀のために本来の職務から離れることのできる官人は多くなく、律令行政の深化により業務の増加・複雑化が進めば、時間のかかる朝儀への参列は次第に困難となる。そのうえに「二所朝廷」のような政治権力の分極が起これば、式日を同じくする複数の場での諸行事に対して、官人一人ひとりが二者択一を迫られる。このような状況下では、朝儀の場に出来る官人不参のような現象を、本来的な官人社会の枠組みのみで理解するのには限界がある。天皇と太上天皇が並立し、朝廷または朝庭と称し得る儀礼空間が複数存在するならば、そのそれぞれについて別個の朝廷社会が存在し得た。本章では、この双方が朝儀運営にあたっていかなる関係を有し、いかに諸要素の調整が図られたか、という観点から、平安初期の時代史を構築しなければならないことを提起した。

第四章「見物行為の展開と平安宮朝堂院の空間的特質」では、朝儀への参列者ではない立場から「見物行為」に勤しむ人々の、律令期からその変容期にかけての展開過程を、朝儀の場の空間的条件から見通した。

10世紀以降の朝儀に関する記録史料で散見する「見物人」「雑人」らが、律令国家の変容に伴う朝儀の変化を前提として出来る存在であることは、かねてより論じられてきたが、平安時代初期までの様相は具体的には明らかにされていなかった。本章で論じたように、この時期においても、上級官人・皇親の従者は、朝儀に参列する主人を後見するために、外記官人らは朝儀運営の一環として記録を作成するために、そして学生はいずれ官人として出身したときのために、儀礼空間としての朝堂院へ足を運び、朝儀の進行を目の当たりにしていた。他方、国家的な朝儀の場としての朝堂院では、平安宮に至って初めて、蒼龍・白虎楼南庭として理解される空間が成立する。これにより、龍尾壇上の儀礼空間が、儀式の中心的な行為に供される場と、バックヤード的に用いられる場とで明確に区別されるようになった。この空間が、結果的には見物行為を行う人々に活用されるようになり、10世紀にはその様子が史料上に散見するようになる。本章では、平安初期までの「見物行為」の存在と、平安中期以降の「見物人」の群集を媒介する要素として、かかる平安宮朝堂院の空間構成の重要性を指摘した。

第一部および第二部が、朝儀運営を軸として、朝廷社会の構成要素とその広がりを探る試みであったのに対して、第三部「朝廷社会における朝儀運営・運用の諸相」では、朝儀運営そのもの、あるいは儀式運用それ自体が、朝廷社会の様相からどのような影響を受け、それぞれの時代・地域においていかに位置づけ得るか、具体的に論じることを試みた。

第五章「律令国家の朝儀と天候」では、朝儀の雨儀、すなわち雨や雪といった悪天候によって、朝儀の形態や手順が変更を余儀なくされる場合の対応に着目し、かかる対応の変遷を考察した。

朝廷儀礼が理想的な秩序の具象化であると言うとき、諸要素を完備した盛儀としての「晴儀」と、統御不能な天候条件に実施可否が制約される「晴儀」との間には、朝儀運営上如何ともし難い矛盾が存在している。妥協の産物としての「雨儀」から朝儀運営および儀式運用を考察するうえでは、儀礼内容のうちどの部分が妥協され、どの部分が固守されたか、という点が重要である。朝参および公文進奏からなる毎月朔日の告朔儀は雨天・泥濘のある場合停止され、元日朝賀儀は内容を変更せずに順延実施、天皇御即位儀は日程を変えずに参列者の配置変更がなされた。朝庭を用いた相似形の朝儀でありながら、その規模や内容（特に、参列者側からの賀詞奏上が行われるか否か）に応じて三者三様の運営方法が用いられたのである。告朔儀は九世紀までに殆ど行われなくなるが、これと前後して旬儀による王卿結集の機会が設けられた。元日朝賀儀も仁明朝を境として順延実施が行われなくなり、急速に実施頻度が低下していく一方、朝覲行幸や昇殿者による小朝拝が史料に表面化してくる。こうした動向を大勢に位置づけるならば、律令制的支配機構の変容を如実にあらわすものといえるが、本章では、よりミクロの視点から、政務としての重要性の変化や、正月の儀礼日程過密化といった朝儀運営の次元における要因が存在したことを指摘した。

第六章「唐代後半期における朝賀儀の潮流と日本——五月一日受朝儀と朝賀儀の自粛について」では、8世紀末頃から9世紀にかけて、唐の朝廷においてみられる朝賀儀を中心とした朝儀の変化に着目し、それらが日本の朝儀に与えた影響の有無を検討した。

君臣関係の確認・維持という目的を明確に掲げた徳宗代の五月一日朝賀の創設は、この時期に陰陽術数の類が皇帝周辺で吹聴され、徳宗自ら積極的にこれを採用したことが一つの契機であったと思われる。しかし、より大きな流れに位置づけるならば、安史の乱および藩鎮勢力の割拠といった天下秩序の動揺が続く状況下で、朝廷秩序を再形成しようとする政策の一環とみることができよう。この五月一日朝賀は憲宗代の開始に伴って停止されるが、以後宋代まで断続的に運用された。

他方、通常は元日と冬至に行われていた唐の朝賀儀は、徳宗代後半から憲宗代にかけての時期に、飢饉や用兵といった理由で自粛停止されることが増加し、以後しばしば同様の措置がくり返された。唐代後半期の中興とも目される憲宗代を中心に、唐の朝廷社会における軍事的緊張状態が緩和・後退し

たことで、その都度の外憂内患に対処する皇帝の徳性を顕示する一方策として、朝賀儀自肅という朝儀の運用がなされ得たものと思われる。このような朝儀に関わる動向は、さほど顕著でないながら、同時期以降の日本でも見出すことができる。とりわけ、元日朝賀儀自肅の初例が仁明朝末期の嘉祥2年(849)にあらわれることは、この時期に悪天候時の順延実施が行われなくなることとも合わせて、注目すべき事実である。日唐で朝廷社会を取り巻く状況は大きく異なるが、本章では、朝儀の励行を重視する段階と、朝儀の不実施を積極的な理由で意味付け、効果的に演出することを重視する段階とが存在している可能性を指摘した。

第七章「『淳和天皇御即位記』の予備的研究——朝儀運営史料の作成・使用と伝来」では、天皇即位儀の雨儀という、第五章でも扱った儀式運用の実例を題材として、新たに形成される朝儀の形態そのものや、一つひとつの朝儀において派生する儀式運用の先例が、いかに記録され、継承されていくのかという問題を検討した。

淳和即位儀を記録した外記日記を原型とする『淳和天皇御即位記』は、即位儀の雨儀という、特殊かつ常に再起し得る状況下での儀式運用を記したものであることによって、少なからざる史料に引用され、当初の内容に近い形で現在まで伝来した。しかし、その過程は決して単線的なものでなく、『北山抄』や九条家本『御即位部類記』といった編纂資料・部類資料に書写抄出されることにより、数種のバリエーションが派生した。後世、そのうちのいずれを参照するかによって、朝儀運営に携わる者の判断に差異が生じ得た。

即位儀の儀礼空間が平安宮朝堂院から太政官庁へ、そして紫宸殿へと移り変わるなかでも、雨儀の必要に迫られた際には、確認される限りで常に、淳和即位儀および六条即位儀まで立ち返って参照されたが、これは参列者の配置変更か、笠を用いることにより雨を凌ぐかという二元的な対応策のいずれかを選択する根拠として、それぞれ最も遡り得る故実が参照されたといえよう。平安中・後期以来形成されていく公家諸流の故実と並行して、かかる流派とは独立した朝儀運営の故実が、朝廷社会における儀式運用の定点となっていた。もっとも、天皇即位儀は律令期以来の朝儀における典型例であると同時に、朝廷社会が近世まで固守したほとんど唯一の朝儀なのであって、ただちに他の朝儀へと一般化できる事例ではない。それでもなお、9世紀初頭の淳和即位儀のように、唐風の儀礼整備が進められていく過程で、試行錯誤を経ながら蓄積されていった朝儀の儀式運用が、以後の朝儀運営の参考資料として用いられた。かかる儀式運用の先例が、朝廷社会における継承と新儀の考案に繋がり、次なる朝儀運営の起点になるという一連のサイクルを理解するうえで、本章に取り上げた事例は、看過し得ないものである。他方、雨儀の儀式運用そのものについていえば、前日から当日にかけての急場凌ぎの対応が、近世まで引き継がれたと評価しなければならないことも述べた。

なお、本章末尾に、附載として『淳和天皇御即位記』の諸本を校合したテキストおよび校注を収録した。

終章では、儀礼研究における朝儀運営という検討テーマの意義を改めて示したうえで、本論の議論を概括し、日本古代の朝廷社会に対していくつかの私見を示した。

第一に、本論における「朝廷社会」とは、時間的・空間的に限定されつつ、反復性を有する朝廷儀礼の場に着眼し、そこに参集する人々——天皇・皇親・官人、その他朝儀に必要な技能等を有する者が、朝儀の行われるまさにその時空間と、日常的な活動との間で断続的に往復するよう仕向け、かつその反復のなかで形成されていく諸関係の可動域であると論じた。朝儀の場にあられる「楽人」や「見物人」といった、官人社会の枠組みでは捉えきれない人々の存在を位置づけるための座標平面として、「朝廷社会」を構想する必要があることを提起した。

第二に、日本の律令国家における朝儀の動向を、朝儀運営の論理から捉えなおした。日本における9世紀の朝儀運営は、質・量ともに肥大化する朝儀の機会に対して、十分な処理技術を獲得・形成することなく、律令体制の変容期を迎えた。朝儀の増加・過密化は、朝廷社会の構成員を、より多く、より恒常的に動員し続けることを必要とする。しかしながら、このような転換を制度として可能にするだけの政治的・財政的余力が、9世紀以降の律令国家に残されていたとは考え難い。仁明朝を画期として朝儀の運営実績が大きく退歩していくのは、律令体制の変容に呼応するものであったと同時に、当該期における朝廷社会の実勢へと収斂するものでもあった可能性を指摘した。このとき、元日朝賀儀の順延実施が行われなくなり、飢饉を理由とした自粛が初めて取り入れられるなど、以前とは異なる朝儀の運営・運用がみられるようになったのも、若干先行する唐の事例を参照しつつ、かかる実態を糊塗し、正当化する論理がはたらいたものである可能性を考慮しなければならない。

以上の議論を踏まえ、朝儀運営および朝廷社会の構造と実態、そして両者の関係は、他時代・他地域との比較検討を基に、今後いっそう理解を深めていく必要を提起した。